



鳥取県公報

令和4年7月12日（火）
第9415号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（382）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（383）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良法による換地計画の決定（384）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定（385）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
社会医療法人 同愛会	米子市両三柳1880	社会医療法人同愛 会博愛病院	米子市両三柳1880	育成医療、更 生医療	令和4年4月1日

鳥取県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、上大口土地改良区の定款の変更を令和4年7月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る皆生地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和4年7月12日から同年8月1日まで
- 3 縦覧に供する場所
米子市役所
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月12日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
株式会社ビジュ アルビジョン	埼玉県上尾市上 町一丁目1-14	けあビジョンホーム 米子訪問介護	米子市青木853-7	居宅介護	令和4年7 月1日
株 式 会 社	米子市和田町	くらしかる	米子市皆生三丁目12	自立訓練（生活訓	

RELIEF	3618-8		-6	練)、就労継続支援B型	〃
NPO法人びーす	米子市彦名町4145	就労継続支援A型事業所アローズ	西伯郡南部町天萬328-1	就労継続支援A型	〃

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和4年7月12日から同年9月12日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和4年9月12日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 2 大規模店舗の名称
(仮称) マックスバリュ米子河崎店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
米子市河崎1369ほか
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
2,025平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和4年11月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課（米子市糺町一丁目160）